

研究報告書

梶井 まり

エネルギー、環境、資源 | 2014年11月

違法木材の取引 | 日本における取組

チャタムハウスの評価

**CHATHAM
HOUSE**

The Royal Institute of
International Affairs

目次

要約	2
はじめに	3
背景	4
メディアの注目度	5
政府の対応	6
民間セクターの進捗	13
違法輸入の推定レベル	15
結論と提言	17
付属書1: 政策評価スコア (2008年及び2013年)	19
付属書2: 方法論	20
用語	22
著者略歴	23
謝辞	24

要約

日本政府は違法伐採と関連取引の問題に継続して取り組んできた。しかしそのアプローチは、法的拘束力のある規制を設けるものでなく、「ソフトな」、自主的措置を中心とするに留まっている。日本政府は通称合法ウッドとして知られる国の合法性証明制度を推進してきており、これは日本国内の違法伐採問題への意識改善に貢献している。しかしこれは民間取引に関しては自主的制度であり、深刻な設計上の脆弱さを抱えているため、日本市場から違法木材製品を排除するには限界がある。

合法ウッド供給事業者として登録をする企業の数が増える一方、より基準が高くコストのかかる持続可能な認証制度が犠牲になっている可能性がある。日本でFSCのCoC認証を取得している企業は依然として少ない。

日本において、違法リスクの高い木材セクターの製品の輸入は2000年代に入ってから減少していると推定される。ただし減少は2010年以降止まっており、違法リスクの高い紙セクターの製品がこの期間に徐々に増加していると推定される。違法リスクの高い木材の日本への輸入は他の調査対象消費国より顕著に高いままである。現在、輸入木材セクター製品全体の12パーセントが、輸入紙セクター製品の7パーセントが違法リスクが高い木材であると推定される。

日本政府がリスクアセスメントとリスク緩和(リスクミティゲーション)、並びに第三者モニタリングを含む違法木材製品の輸入規制法を発展させることが推奨される。そうした法律はまた、日本政府の国内木材産業を推進する政策を後押しすることになる。また法律が成立するまで日本企業はより厳密なリスクアセスメントと緩和を実施すべきである。

はじめに

違法伐採は、脆弱な森林ガバナンスの結果でもあり、同時にそれを助長している国際問題である。違法伐採は持続可能で衡平な森林管理のための努力を損ね、森林破壊、社会紛争、そして政府収益の損失を引き起こす。違法伐採は森林資源の豊富な国だけの問題ではない；違法伐採のレベルが高い国から木材製品¹を輸入し消費する国もまた、製品の合法性を確認せずに輸入した場合にはこの問題に加担していることになる。

チャタムハウスでは、2006年から森林セクターにおける違法性と各国政府及び民間セクターの違法伐採問題に対する対応を評価してきた。このプロジェクトの目的は違法伐採と関連貿易の程度をモニタリングし、原産国、消費国、加工国それぞれにおけるこの問題に対する取組の効果を評価することである。

上記の評価のために、多くの指標に基づく特定の方法論が構築された。消費国の場合、指標は以下の項目から導かれたものである：国内政策、法的枠組みおよび法の施行の検証；取締りに関するデータの分析；国内外のメディア報道の確認；輸出国と輸入国の間の貿易データの分析；木材業界の自主的証明や認証に関するデータの分析。このアプローチは様々なデータソースに由来しており、性質上推定の難しい違法行為というものを評価するにあたり、最も厳密な方法である。方法論についての詳細は、この報告書の付属書2にある。

2008年から2009年にかけて12か国を評価し（結果は2010年に発表²）、2013年から2014年³にかけてはさらに6か国を評価（結果は2014年に発表⁴）した。さらに、2013年から2014年にかけて当初の12か国の再評価を行った。

本報告書には日本における最新の調査結果を記載しており、2010年の状況との比較が盛り込まれている。この分析は、2013年に収集したデータに基づき2014年4月に行われた。貿易統計およびメディア報道のデータはそれぞれ2012年および2013年末日までのものが収集され、政策評価は2013年12月の状況に基づいて行われたが、それ以降の動きについて触れたものもある。

¹ 本報告書における用語の使用は以下のようにになっている：「木材製品」は、木材セクター及び紙セクターの全ての製品；「木材セクター製品」は、丸太、製材、合板、単板（ベニヤ）、造作、建具及び家具；「紙セクター製品」は木材チップ、パルプ、紙。

² Lawson, S. and MacFaul, L. (2010), *Illegal Logging and Related Trade: Indicators of the Global Response*. London: Chatham House.

³ 2008年から2009年にかけて評価した国：ブラジル、カメルーン、ガーナ、インドネシア、マレーシア（原産国）；中国、ベトナム（加工国）；フランス、日本、オランダ、イギリス、アメリカ（消費国）。2013年に評価した国：コンゴ民主共和国、コンゴ共和国、ラオス、パプアニューギニア（原産国）；インド、韓国（消費国）；タイ（加工国）。

⁴ Lawson, S. (2014), *Illegal Logging in Papua New Guinea*; Lawson, S. (2014), *Illegal Logging in the Republic of Congo*; Lawson, S. (2014), *Illegal Logging in the Democratic Republic of Congo*; Lawson, S. (2014), *Illegal Wood Import and Re-export: The Scale of the Problem and the Response in Thailand, South Korea and India*. London: Chatham House.

背景

日本は、中国、EUおよび米国に続く木材製品の主要消費国である。2013年には約7000万³mの木材製品を輸入している⁵。近年、日本の輸入はすべての製品カテゴリーにおいて減少傾向にある；それでも2010年には日本は木材チップと合板の世界第1位の輸入国であり、丸太については2位、製材については3位であった⁶。日本の木材製品輸入の10%が丸太、57%が木材チップとパルプである(丸太換算)⁷。主要な輸入先は米国、カナダ、中国、マレーシア、インドネシア、ロシアである。

日本が木材製品の輸入に大きく依存している理由については、歴史的背景がある⁸。第二次世界大戦中日本の森林資源は枯渇し、戦後は拡大造林が行われた。しかし植林木が成長するのを待つ間、丸太の輸入の自由化と円高などを背景に輸入木材に大きく依存した国内木材業界が発達した。そして1990年代の半ばには、輸入材は国内の木材消費量の約80%を占めている。

日本には国土の70%を占める広大な森林地域が存在している⁹。森林全体のうち、植林は約40%であり、これらの樹木は伐期を迎えつつある。この背景のもと、政府は木材の国内供給を2020年までに全体消費量の50%まで引き上げることを目指しており¹⁰、国内林業促進のための様々な措置を講じている。しかし日本の林業には多くの課題がある。例を挙げれば、森林の多くは急斜面にあり伐採には費用がかかるため価格面での競争には不利である、というのもその一つである¹¹。

2010年のチャタムハウスの報告書では、日本における違法リスクの高い木材製品の一人当たりの消費量は、他の消費国5か国を上回ると推定した。さらに同報告書では2008年の日本の木材製品の総輸入量の約9%が違法である可能性が非常に高いと推定している¹²。さらに、日本が違法伐採問題の解決のために取った法的措置に関するスコアは上記5か国中最低であった¹³。2010年の調査の時点では日本は違法な木材製品の輸入を管理する正式な規制を持っていなかったが、そうした規制は消費国が違法伐採問題に取り組む最も効果的な手段の一つである。2010年以降、日本政府は法的拘束力を伴うものではないが様々な措置を講じてきた。しかし、米国、EU、オーストラリアのように、違法な木材製品を市場から排除する正式な法律の成立に関しては、顕著な進捗は見られない。

⁵ 国連商品貿易統計データベース(UN Comtrade)の分析、James Hewitt for Chatham House.

⁶ Ekstrom, H., 'Japan's Imports of Manufactured Wood Products to Skyrocket due to Post-Tsunami Rebuilding', written for Wood Resources International and published by Business Insider (2011) – see <http://www.businessinsider.com/japanns-imports-of-manufactured-wood-products-to-skyrocket-due-to-post-tsunami-rebuilding-2011-3>.

⁷ 平成25年度森林・林業白書「林野庁、2013年、p. 168 (<http://www.rinya.maff.go.jp/j/kikaku/hakusyo/24hakusyo/pdf/19hon6-1.pdf>).

⁸ 例えば以下を参照:循環型社会に資する日本型森林管理・経営モデルの構築検討会『今後の森林管理・林業経営に向けた提言』日本林業経営者協会、2010年 (<http://www.rinkeikyo.jp/no3-12.html>).

⁹ 森林被覆総面積は25,100,000ヘクタール。林野庁HP (<http://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/genkyou/h24/1.html>)。森林の約60%が個人所有であり、30%が国有林、残り10%が公有林である。

¹⁰ 林野庁、2013年、p. 170.

¹¹ その他の課題としては林業人口の高齢化、個人の所有林の場合の包括的な森林管理計画の作成の難しさ(前述のように個人の所有する森林は全体の60%を占める)、生産林の樹種が少ないことなどが含まれる。

¹² Lawson and MacFaul (2010), p. 106.

¹³ Ibid., p. xix.

メディアの注目度

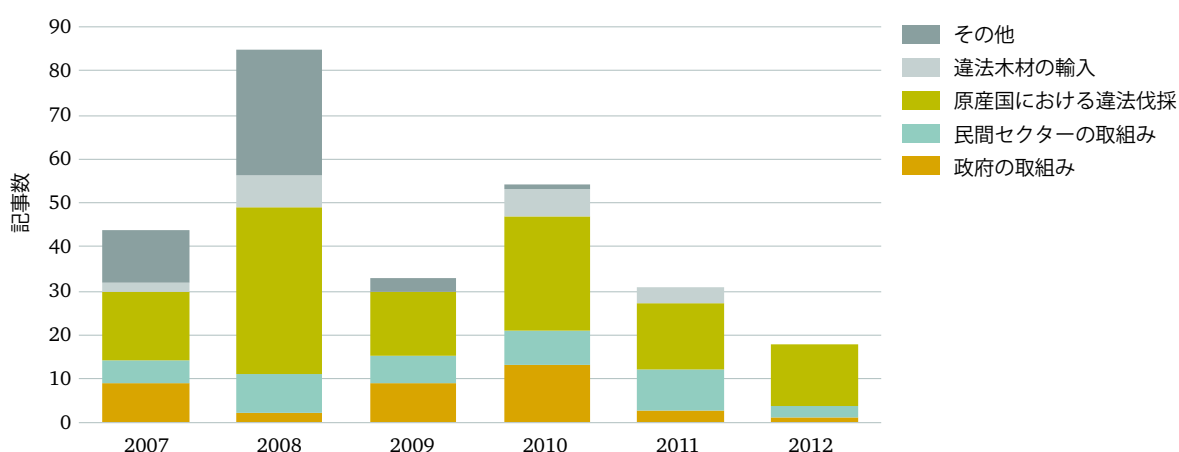
メディア報道の範囲で、違法伐採と関連取引に関する一般的な認知度を測ることができる。そうした認知度が常に行動に結び付くわけではないが、変化をもたらすには重要であるため、モニタリングするのは有用である。また、メディア報道を評価することは問題解決に向けた国内アプローチの目安としても役立つ。今回の調査では計5紙の日本の新聞を確認した¹⁴。

図1は2007年から2012年間の日本における違法伐採のメディア報道の変動を表しているが、ピークは2008年、2010年となっている。どちらの年も、日本が国際環境条約のホスト国となった年であり、おそらくこれが報道が突然増えた要因である。他方2012年にはメディア報道は最低レベルに落ちている。

日本におけるメディア報道のほぼ半数近くが原産国における違法伐採を中心にしたものであるが、これらの報道は違法伐採問題を日本の輸入と結びつけたものではない。最も頻繁に報道された国はインドネシアとブラジルである。ブラジルの違法伐採に関する記事は、アマゾンの衛星画像撮影への日本政府の支援に関するものであった。

民間セクターの違法伐採問題への対応の報道もいくつかあり、違法な木材製品を避け国産製品を推進するためのツールとして森林認証を報道した記事もあった。日本の林野庁の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」¹⁵に関する記事もこのカテゴリーに含まれる。一方で、違法伐採に対する政府の対応に関する記事の割合は比較的低い；これには2011年の日中間の違法伐採対策に関する覚書の署名に関する記事を含む。

図1: 違法伐採に関する国内のメディア報道 (2007年-2012年*)



* 数値は10月1日から9月30日までの1年間のもの；2007年と2008年のデータは2010年の報告書から。

¹⁴ サーチは次の4紙を対象とした- 朝日新聞、読売新聞、毎日新聞、産経新聞。また英語の新聞としてThe Japan Times。

¹⁵ 以下参照：<http://goho-wood.jp/world/guideline/en.html> (in English).

政府の対応

一貫した透明性の高い政策的枠組みを、効果的かつ継続的に実施することは、違法伐採と違法木材の取引に取り組むための必須条件である。ここでは日本政府の政策及び規制の仕組みとその効果を評価する。そのためのデータは政策の存在、その仕組み、そして実施レベルに関する標準質問とスコアに基づき政策的枠組を評価し得たものである派生している。データは取締りに関するものも含む。

表1は2008年末と2013年末における状況の評価結果を示している¹⁶。各政策エリアにおけるスコアは最大スコアに対する割合(%)である。結果については下記に詳細を示すが、この表がベースとしている政策スコアの詳細については付属書 I にある。

日本は当初、1998年からG8の場で認識されていた消費国としての違法伐採問題対策を非常に積極的に推進していた；しかし2000年の半ばからその努力は減速しており、現在は他の消費国に後れを取っている。2010年のチャタムハウスの報告書にある通り、当時調査の対象となった消費国と比べると日本には全般的に低いスコアがつけられている¹⁷。特に、公共調達政策は、日本において違法な木材製品を規制する唯一の法律であるが、深刻な制度設計上の弱点があるとされた。それ以降、下記に詳しく記述するように、進捗は限られたものとなっている。

表1: 2008年および2013年の政策スコアのまとめ(最大スコアに対する%)

	ハイレベルな政策	法的枠組み	法取締り	国際関係	公共調達政策
2008	Orange	Red	Red	Red	Yellow
2013	Orange	Red	Yellow	Red	Yellow

注: パーcentage数値を出すために、法政策の存在、制度設計、実施を均等な重みで検討した。各主要見出しに基づく各質問項目についても同様である。質問が少数しかない政策エリア(制度及び運営上の要素;国際協力)については、その他のエリアに比べて変化が出やすい。色分けは各主要見出し項目のスコアの総点に従っており、可能な最大割合を表示している。25%以下は赤、25-50%はオレンジ、51-75%は黄色、75%より上が緑である。

ハイレベル政策

行動を起こす必要性の認識と対応の検討のためには、消費国政府は違法木材製品の輸入の規模、性質、由来の推定について、さらにはそれらが原産国における違法伐採をエスカレートさせる可能性について、理解することが重要である。日本では2006年から2012年にかけて、全国木材組合連合会により、違法伐採と日本の違法木材製品の輸入に関する調査がいくつか行われている¹⁸。

¹⁶ 2010年の報告書にある政策スコアは2008年末の状況の評価に基づいている；現在のスコアは2013年末の状況に基づいている。

¹⁷ Lawson and McFaul (2010), p. 51.

¹⁸ 以下のウェブサイトを参照: <http://www.goho-wood.jp/jigyuu/h22/iinkai100604.html>. 合法木材推進・違法伐採対策協議会のもとの検討は、全国木材組合連合会が受託し、事務局を担当した林野庁補助事業「違法伐採木材排除のための合法木材利用推進事業」の一部として実施された。

これらの調査は範囲が限定的であり総合的なものではないが、日本に違法リスクの高い木材を輸出する主要生産国¹⁹の合法性証明システムと、詳細は次のセクションで触れるが通称「合法ウッド」システムと呼ばれる日本の合法性証明システムの実施状況を調査している²⁰。この事業の一環としていくつかの提言も出されており、持続可能な森林経営の定義をより明確にすることなどが含まれている。また提言自体として採択されてはいないものの、合法性証明プロセスにおいて原産国における適用法を特定する必要性があるという意見も記録されている。さらに調査では関連国との協力が必要な分野についても指摘されている²¹。しかし、同事業の結果として新たな政策や法律が発展するには至っていない²²。

現在までのところ、日本は違法木材製品を国内市場から排除するための正式な行動計画を持たない。ただ日本の林野庁は内部行動計画を持っており、2012年5月に行われた当時野党であった自民党(LDP)の林政調査会の会合においてそれを発表している。この計画には以下の3つの目標が含まれている;1)地方自治体を含む公共機関におけるグリーン調達の新なる推進;2)民間セクター及び消費者への合法性の確認された木材製品の普及促進;3)合法性証明システムの信頼性と透明性の向上。

ハイレベルでの調整はいくつか行われているが、正式なものとはなっていない²³。ポジティブな兆候として可能性があるのは、自民党が与党に戻って以来、上記の林政調査会(2013年に農林水産戦略調査会に統合)が復活したことである。2007年頃までは、林政調査会内には違法伐採問題を中心に検討する専門的チームが置かれていたが²⁴、2012年に林政調査会が4度会合を開くまでは違法伐採問題はほぼ休止状態であった²⁵。

当初は環境NGOからの要請に応える形で行われた会合は情報共有を主な目的としていた。林政調査会によるフォローアップは特に行われていないが、主要な結果の一つに2012年の自民党のマニフェストに違法伐採問題が含まれたことが挙げられる。自民党は公共調達政策(下記の公共調達のセクションを参照)を通して違法伐採防止のための行動強化を提唱している²⁶。後に、自民党は2012年の選挙で与党になったものの、具体的な行動はまだ取られていない。

正式なコンサルテーションプロセスについては、ある程度のメカニズムは存在している。全国木材組合連合会が事務局を務める委員会は、マルチステークホルダー・ディスカッションの場を提供している²⁷。ただしこの委員会は法律や政策の審議を委任されていない;その主要な機能は、民間セクターが合法的な木

¹⁹ ロシア、インドネシア、マレーシア、中国、ラオス、ベトナム。

²⁰ 2010年の評価では、「違法伐採に関する公の調査の存在」の指標には、ゼロというスコアがつけられた。これは調査が政府でなく全国木材組合連合会のもとに行われ(林野庁の補助事業ではあったが)、評価当時、入手できる情報が限られていたためである。

²¹ 例えば、極東ロシアにおける違法伐採と木材取引をモニタリングするため、日本が中国及びロシアと共同でモニタリングシステムを構築することが提案されている。また、インドネシアにおいて合法性基準を確立するために日本が支援することも提案された。社団法人全国木材組合連合会・違法伐採総合対策推進協議会『ロシア極東における合法性証明の実態調査』(2007)及び『インドネシアにおける合法性証明の実態調査』(2007)参照(<http://www.goho-wood.jp/kyougikai/pdf/russian.pdf> and <http://www.goho-wood.jp/kyougikai/pdf/indonesia.pdf>)。

²² 違法伐採総合対策推進協議会「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明方法に関する提言」(2009年3月)参照(<http://goho-wood.jp/ihou/doc/suggest.pdf>)。

²³ 例えば、関連政府省庁は電子メールのメーリングリストを作成しており大きな国際会議の前には不定期の会合を持っている。

²⁴ この専門チームは2002年に林政調査会内で立ち上げられ、違法伐採と関連取引から地球環境を守る対策を検討する役割を担っていた。しかし2010年から2011年の間、チームは会合を持っていない。

²⁵ 林野庁の内部行動計画は、この会合で発表された。

²⁶ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)(平成十二年五月三十一日法律第百号)参照(<http://www.env.go.jp/en/laws/policy/green/1.pdf>)。

²⁷ 違法伐採対策・合法木材普及推進委員会(2009年3月30日)。委員会は学術研究者、業界団体、研究所、NGOの代表で構成され、年に1-2度会合が開かれる。政府省庁はオブザーバーとしてのみ参加する;省庁としては2010年以降は農林水産省のみが出席している。委員会会合はクローズドで行われ、一般公開はしていない。

材製品を供給するために取る自主的措置に関する情報や意見を交換することであり、提言を出すこともある。現在までのところ、最も具体的な結果は公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律²⁸(平成22年法律第36号)²⁸(2010年10月施行、公共調達法のセクションで後述)の導入が合法製品を後押しする可能性が生まれたことと、日本の合法性証明システムについて説明した、(2012年5月の)『木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のための合法木材ハンドブック』(下記のセクションでより詳しく考察)の出版である。

法的枠組

本指標に関して、日本のスコアは前回と同じく低い。これは違法伐採と関連取引の問題に取り組むために既存の枠組の正式な分析を行うことや、追加的法律を施行することをしていないことが理由である。前述の通り違法木材の輸入を規制する唯一の法律は公共調達法であるグリーン購入法のみである(下記参照)。

日本は合法証明された木材製品の調達を広く推進するため、民間取引の自主的な合法性証明制度を持っており、英語では通称Goho Wood System と呼ばれている。この制度は林野庁補助事業として全国木材組合連合会が運用支援を行っているもので、民間セクターもこれに従うよう推奨されている。この制度は、日本の林野庁の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づき2006年に設立されたものである。林野庁ガイドラインは、日本におけるグリーン購入法への準拠を推進するために作成されている。また合法木材ハンドブックには、合法性証明制度に準拠するための詳細が記載されている²⁹。

日本の林野庁のガイドラインのもと、木材製品を「合法材」として証明する方法は3通りある:森林認証制度を利用したもの;業界団体の認定する事業者による証明によるもの;企業独自の証明によるもの。制度に参加するほとんどの企業は自分の所属する業界団体を通じた証明を選択しているが、このためには業界団体が行動規範と会員企業の認定手続きを確立する必要がある。また企業は認定されるためには合法製品を合法証明されていない製品と分けて保管することができなくてはならず、さらに合法製品の取引及び在庫の記録を保持しなくてはならない。その条件を満たせば直接の納入先に自らが登録合法木材の供給事業者である旨を記載した文書を発行することができる。製品そのものにもととの合法性証明書を付随させる義務はない。

2014年3月3日時点で行動規範と認定手続きを持つ業界団体は147団体あり、11,122の会員企業が合法木材供給事業者として登録されている。しかし、すべての会員がこの制度に参加しているわけではない;また、登録している事業者が、必ずしも合法製品を納品するとも限らない。

木材製品の合法性と持続可能性を確実にすることを目的とした業界の活動を促進しようという日本政府の努力は評価に値する;またその努力は、企業に対して業界主導の合法性証明制度への登録を促すの

²⁸ 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36号)。

²⁹ 全国木材組合連合会・違法伐採対策・合法木材普及推進委員会『木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明のための合法木材ハンドブック』(第3版)、2013年。

にある程度の成功をもたらしてもいる³⁰。しかし、日本の合法性証明制度にはいくつか制度設計上の深刻な欠点がある。

第一に、この制度には法的拘束力がない。(法的義務となっている)公共調達には木材製品の消費全体の約5%しかないと考えると、日本における取引の95%は違法な木材製品の取引を防止する規制の対象とはなっていないことになる。

第二に、日本の合法性証明制度は業界団体の会員間で発行する文書の連鎖によって国内サプライチェーン中に一定のトレーサビリティを確保できるが、製品自体の証明ではない。実際、製品が市場に入る最初の段階での証明は非常に緩いものである。この制度は本質的に文書ベースであり、リスクアセスメントやリスク緩和を義務付けていない;また、独立モニタリングも用意されていない。

これは、日本の林野庁のガイドラインにおける合法性の定義が曖昧であることに由来している。定義は以下である:「伐採に当たって原木の生産される国又は地域における森林に関する法令に照らし手続きが適切になされたものであること」³¹。どのような文書が合法性の証明として認められるのかについて一定の情報は提供されているものの、企業が規則を厳重に守るインセンティブは存在しない;また規則を破った場合の罰則もない³²。結果、合法性証明として様々な文書が容認されているのが現状であり、それには伐採許可証、原産国政府の裏書付の輸出証明書、ケースによっては加工国の発行する証明書などが含まれる。日本の合法性証明制度の文書の連鎖はこうした状況に基礎を置いている。

さらに、「合法性」の定義が、伐採に関するもの以外の規制を除外するように狭義に解釈される可能性がある。日本の合法性証明制度では土地の保持や権利に関する問題が十分に解決されない、という点に関する懸念が過去に挙がっている;特にマレーシアのサラワク州からの輸入に関連して、日本のこの制度は多くのNGOの強い批判の対象となっている³³。日本の合法性の定義が上記のような問題に関する法律を範囲に含むか否かについては、日本の国会でも質問が出された;政府の回答は土地の権利に関する問題が原産国の森林法の規制対象の範囲内であれば、合法性証明において土地の権利を検討に含めることを支持するものであった³⁴。しかしこれについて公的な措置は取られていない。

日本企業は日本の合法性証明制度の脆弱性に気づいている。2010年にNGOが行ったアンケート調査では、日本企業100社のうち質問に答えた11社がこの制度は木材製品の合法性を確かめるには不十分であるとしている³⁵。さらに、この制度に法的拘束力がないために消費者の合法ウッドへの関心が低いこと

³⁰ Friends of the Earth (FoE) International (2013), 'From policy to reality: "Sustainable" tropical timber production, trade and procurement', at http://www.foei.org/en/resources/publications/pdfs/2013/from-policy-to-reality-2018sustainable2019-tropical-timber-production-trade-and-procurement/at_download/file.

³¹ 林野庁「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」(平成18年2月) (<http://www.rinya.maff.go.jp/j/boutai/ihoubatu/cyoutatu.html>).

³² 合法木材ハンドブックには合法ウッド制度のもとどのような文書が合法性証明と認められるかについての説明が記載されている。全国木材組合連合会・違法伐採対策・合法木材普及推進委員会(2013年)参照。(訳注: 29-66ページに関連情報が記載されている。pages 69-72 of the goho-wood handbook explain which types of document are acceptable under the goho-wood system - see JFWIA (2012).

³³ See, for example, FoE Japan, 「[EU] 木材法施行開始と日本における規制: サラワクの重要性」(プレスリリース, 2013年6月11日) (<http://www.foejapan.org/forest/library/130611.html>); EIA (2011), 'Hard evidence of continued import of illegal timber from Malaysia to Japan - highlighting the need for stronger action', EIA International Briefing Note at http://www.eia-international.org/wp-content/uploads/Illegal-timber-from-Malaysia-in-Japan-briefing-2011_e_.pdf; and Global Witness (2013), 'An Industry Unchecked', at <http://www.globalwitness.org/japanmalaysia>.

³⁴ 以下参照: 「違法伐採対策の推進に関する質問主意書」(提出回次180, 提出番号155)(平成24年) (<http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/180/meisai/m180155.htm>).

³⁵ FoE Japan『ロシア極東および東シベリア地域における合法木材調達の展望: 報告書』, 2010年3月, pp. 51-53 (<https://www.goho-wood.jp/jigyoku/h21/doc/h21report2-3.pdf>).

を懸念している;これは企業が必要な文書の収集に費やす努力やコストをかけることを社内でも正当化しづらいということである³⁶。米国、EU、オーストラリアの法律に規定されるようなリスクアセスメント・リスク緩和とともに、より明確な合法性証明に関するガイドラインが導入されれば、業界は違法伐採問題に取り組みやすくなるであろう。

法律の取締り

日本における唯一の関連する法律 – グリーン購入法 – にはそもそも取締りの対象となる罰則規定がないため、違法木材製品を禁止する法律を持つ他の消費国と比べると、本項は日本に関しては関連性が低い。しかし、日本はワシントン条約(CITES)の締約国であり、同条約の付属書に記載される木材製品は日本の国内施行法のもと取締りの対象となっている。ただし、ワシントン条約に記載される商業取引の対象となっている樹種はわずかであることは記述しておく³⁷。

2008年以降、日本の税関はワシントン条約に基づく押収に関する情報を公表している。2008年から2012年にかけて日本国内における同条約記載樹種の木材及び木材製品の押収は、合計で51件である(表2参照);これらは条約に記載されるすべての種の国内押収総数の1%でしかない。そのうちほとんどが中国からの沈香であった(94%)。押収された木材の量に関しては入手可能なデータが存在しない。

表2: ワシントン条約に記載される木材製品の押収

年	押収件数	樹種
2008	3	沈香
2009	11	沈香
2010	15	沈香
2011	16	沈香
2012	7	沈香、ヒマラヤイチイ、マホガニー、ローズウッド

出典: 日本の税関の報告書(2009年–2013年)。

国際協力

国内における取組は欠かせない一方、違法伐採及び関連取引に取り組むために消費国政府が原産国・加工国政府と関係を構築することも重要である。日本は木材製品の違法取引に関する取締警告を受け取るための正式な税関協定やシステムを持たないが、世界税関機構(WCO)や国際刑事警察機構(インターポール)の既存プログラムを通しての情報伝達は可能である。本調査の行われた期間中、国際協力における最も重要な発展は2011年8月の中国との違法伐採と関連貿易に関する覚書の署名である³⁸。この文書で、両国はお互い取引のある木材製品の合法性証明システムを構築することに同意し、日本の林野

³⁶ この調査は2008年から2010年にかけて行われたが、日本の合法性証明制度は根本的には変わっていない;よってこの見解はまだ有効であるとみなす。

³⁷ ワシントン条約は日本において外国為替及び外国貿易法、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律により施行されている。

³⁸ 林野庁、プレスリリース(2011年8月25日)(<http://www.rinya.maff.go.jp/j/press/boutai/110825.html>)。

庁は行動計画の作成と実行を予定していると発表している³⁹。しかし合法証明システムの開発に関して公に入手できる情報はなく、そうしたシステムを実際に構築するという公式な経過発表もない。

2000年代の前半、日本はインドネシア、マレーシアと二国間協定を結んだ⁴⁰。インドネシアとの協定は2003年に締結されており、「違法伐採対策のための協力」に関する共同発表と行動計画を含むものであった⁴¹。「日・マレーシア経済連携協定」は2005年に締結、主には経済協定ではあるものの「持続可能な森林経営及び合法的に伐採された木材の貿易」に関する共同声明が付属書に盛り込まれている⁴²。

公共調達政策

前述の通り、政府調達は日本の木材製品の消費総量の約5%を占めているのみである。日本の公共調達政策は2006年にグリーン購入法のもとの基本方針の改訂に伴って確立された。それ以降、公共調達の契約の場合には合法木材製品のみを納品することが法的義務となった⁴³。持続可能性は望ましいとされているが義務ではない⁴⁴。またこの方針の中で正式に承認されている特定の認証制度はない。グリーン購入法は環境省の管轄であり、中央政府機関は年次報告を提出するが、監査はない。中央政府機関によるグリーン購入法の実施率は90%を超えているが(2011年は92.8%)⁴⁵これは法律の適用される製品カテゴリーすべてを対象とした数字であり、木材製品のみに関するものではない。より最近の調査では、同法のもと法律上適用の義務がある機関の約25%が自らの購入する木材製品の合法性の確認を怠っていることが明らかになった⁴⁶。

2010年のチャタムハウスの評価以来、調達方針やその実施に大きな変化はなく、この法律には多くの欠陥がある。

まず、グリーン購入法は環境に配慮した製品全般をより多く使用することを推進するために作られており、違法な木材製品を規制するためのものではない。法に記述されている主な目的は廃棄物削減と温室効果ガスの排出抑制(第1条、第2条)である。よって、同法における違法伐採問題の優先順位は非常に低い。

第二に、非準拠に対する罰則が設けられていない。公共調達の納入業者が決められたプロセスを守らなかった場合、自社のサプライチェーンの記録の公開が義務付けられているのみである。

第三に、グリーン購入法は中央政府機関と中央独立行政法人にしか適用されない。地方自治体には適用する努力義務がある、とすに留まっている。2012年に環境省が行った調査によれば地方自治体の3/4

³⁹ 合法木材に関する国際セミナーでの日本の林野庁の発表(2012年11月11日、横浜)。

⁴⁰ IGES (2007), 'Japan's procurement policy', at http://www.illegal-logging.info/sites/default/files/uploads/IGES_publicprocurement_final.pdf.

⁴¹ 林野庁『平成24年度森林・林業白書』林野庁、2012年 (http://www.rinya.maff.go.jp/j/kikaku/hakusyo/24hakusyo_h/all/a41.html).

⁴² IGES (2007), p. 7.

⁴³ コンクリート型枠は対象外である。

⁴⁴ 持続可能性の定義は、「持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること」である。

⁴⁵ Ministry of the Environment (2012), 'The Implementation of the Green Procurement by Government Agencies and its Effect on Reducing Environmental Load for 2012', at https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/jisseki/reduce-effect_h23.pdf.

⁴⁶ 地球人間環境フォーラム・FoE Japan「木材・木材製品の調達にあたっての合法性の確認に関するアンケート結果まとめ」(2014年5月) (https://www.fairwood.jp/news/pr_ev/2014/gohosei_question_result201405.pdf).

は紙の購入の際に調達方針を適用しているが、公共事業にそれを適用した例は1/3を少し超える程度であるという⁴⁷。地方自治体の経済活動は中央政府機関の3倍であり、これでは不十分と考えられる。

最後に、法律の適用対象となる製品も限定されている。公共事業の用材以外では、範囲に含まれているのは紙、文具、オフィス家具、備品、ベッドフレームなどである。しかしコンクリート形成時に使用される型枠合板は対象外となっている。日本はコンクリート形成時の型枠には大量の木材を使用しており、その多くは伝統的に熱帯材であるため、これは重大な欠陥となっている。

公共調達方針自体には変化はないものの、政府による国内林業の発展のための全般的な取組の一部として、2010年に新しい法律が導入され、同時に合法木材の利用促進も図られた。この法律、つまり「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」は、具体的には公共建築において木材をより多く使用することを主目的としており、その際、使用される木材の合法性の確認も義務付けている。この法律の施行により、合法木材の使用は増えるのではないかと期待されている⁴⁸。

⁴⁷ Ministry of the Environment (2012).

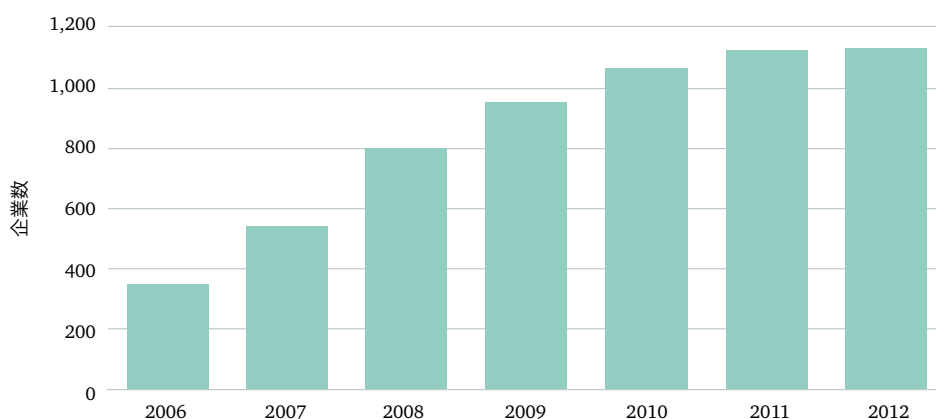
⁴⁸ 国際グリーン購入ネットワーク (http://www.igpn.org/csr2012/pdf/2nd/03_fa_nakamura.pdf)。地方自治体の政策はこの法律の規定を反映しなければならず、47すべての自治体が関連政策を確立している。

民間セクターの進捗

違法伐採問題解決のために政府が取る措置に加えて、本調査では民間セクターの対応状況とその効果について評価した。消費国の場合、自主的な合法性証明及び持続可能な認証の取得状況の評価に使用した。2010年と同じく本調査ではFSCのCoC認証の取得状況の評価している⁴⁹。ただしCoC認証を取得している企業が必ずしもFSC認証製品を取り扱うとは限らないため、FSC認証を取得している企業数は不正確な指標であることは述べておく。付加的な測定基準として、日本市場における認証品の流通量に関するデータの入手を試みたが、十分なデータは存在しなかった。

2010年の調査では、日本のFSCのCoC認証の件数が952件であり、対象となった消費国5か国中、4位であった(米国、イギリス、オランダに次ぐ)。以来この数字はわずかに増加しただけで、2012年にはFSC CoC認証を取得している企業は1,128社であった(図2参照)。また2012年には、今回の調査の対象となった消費国5か国中、人口百万人に対してCoC認証を取得している企業数は日本が最低であった(図3参照)。日本には「緑の循環認証会議(SGEC)」の運営する独自の認証制度があり、2014年3月3日の時点でSGECのCoC認証を取得している事業数は240である。

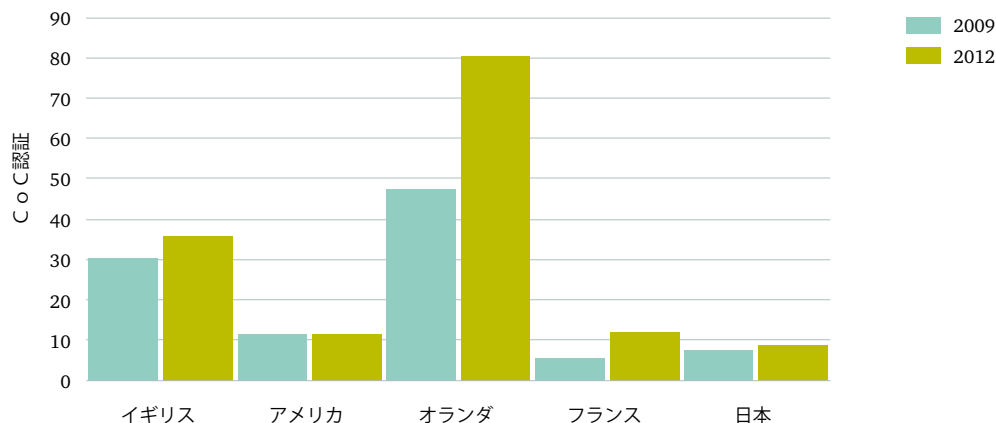
図2: FSC CoC 認証を取得している企業の数*



*各年の10月の時点。出典: FSC.

⁴⁹ 現在のところPEFCの熱帯林の認証は少ない(マレーシアを除く)。よって原産国、加工国、消費国すべてを通しての指標としてはFSCがより適切な指標である。

図3: 人口百万人毎のFSC CoC 認証を取得している企業の数*



*出典: FSC. 人口データの出典: 2006年-2011年の数値は世界銀行、2012年の数値は国連人口推計。

FSC CoC認証を取得している企業数は比較的少ないままであるのに対し、合法性証明制度のもと事業者認定を受けている企業数はFSC CoC認証を取得している企業数よりかなり多い。認定事業者数は2006年以来2倍以上に増えている(2006年は4,906、2014年3月3日の時点では11,122)⁵⁰。この制度には根本的な脆弱性があるものの、合法木材ハンドブックに記述がある通り、この制度の方が「コストが安く効率的」⁵¹であると、供給者側はあえてFSCのような認証制度を選択しようとは考えない傾向を持つ可能性がある。さらに全般的に日本市場における持続可能な認証製品への需要は比較的少ないとされる⁵²。

⁵⁰ 合法木材に関する国際セミナーでの日本の林野庁の発表(2012年11月11日、横浜)。

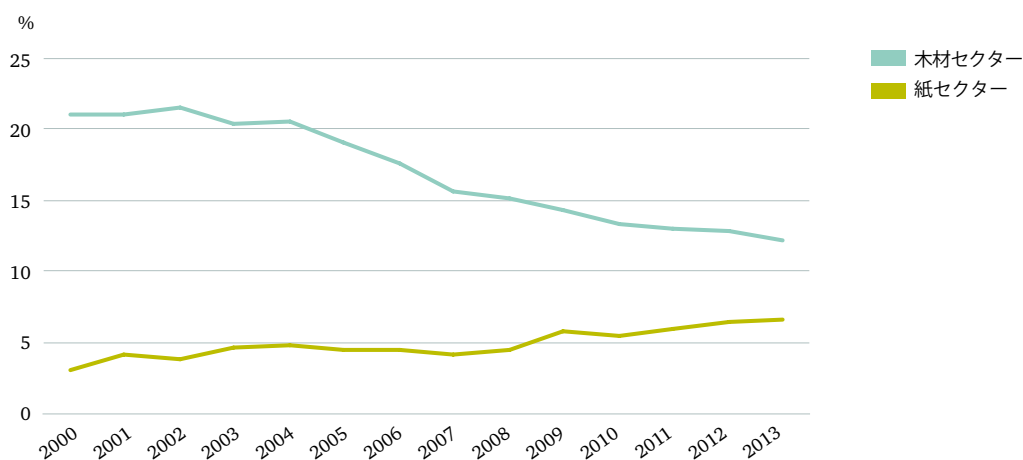
⁵¹ 全国木材組合連合会・違法伐採対策・合法木材普及推進委員会 (2013)、p. 6。

⁵² Liu, P. et al. (2004), 'Voluntary Standards and Certification for Environmentally and Socially Responsible Agricultural Production and Trade', FAO Commodities and Trade Technical Paper 5 – see <http://www.fao.org/docrep/007/y5763e/y5763e00.htm#Contents>.

違法輸入の推定レベル

特定の国における違法な木材製品の輸入レベルの推定のため、チャタムハウスは製品フローを評価した（詳細は付属書2を参照）。本評価において、特定のタイプの違法性を低く見積もっていることは記述しておく。特に、伐採権の割当、森林の転換に関連した違法性の可能性については十分に考慮されていない場合がある。2010年の評価対象となった消費5か国のうち、日本は違法リスクの高い木材製品の百万人あたりの消費量が最も多かった；ただし、違法リスクの高い製品の消費量はここ10年間で減少してきている。現在の評価では、減少は止まっていると考えられる：そうした製品の量・価格の両方において、日本への違法リスクの高い輸入は2010年から2013年にかけておおよそ一定である。同様に、木材セクター製品の違法リスクの高い製品の輸入についても2010年から2013年にかけておおよそ変わっておらず、丸太換算で12%と推定される。しかし紙セクター製品はこの期間多少の増加を見せており、5%から7%に上がっている。

図4: 木材セクター・紙セクターにおける違法リスクの高い製品の輸入パーセンテージ推定(丸太換算)



出典: 公式の貿易統計(日本の貿易統計)及びチャタムハウスの分析に基づく。

2013年の違法リスクの高い輸入のうち、丸太換算で合板と紙が全体の約2/3を占めている；価格上家具も重要であり、上記輸入の16%を占めている。

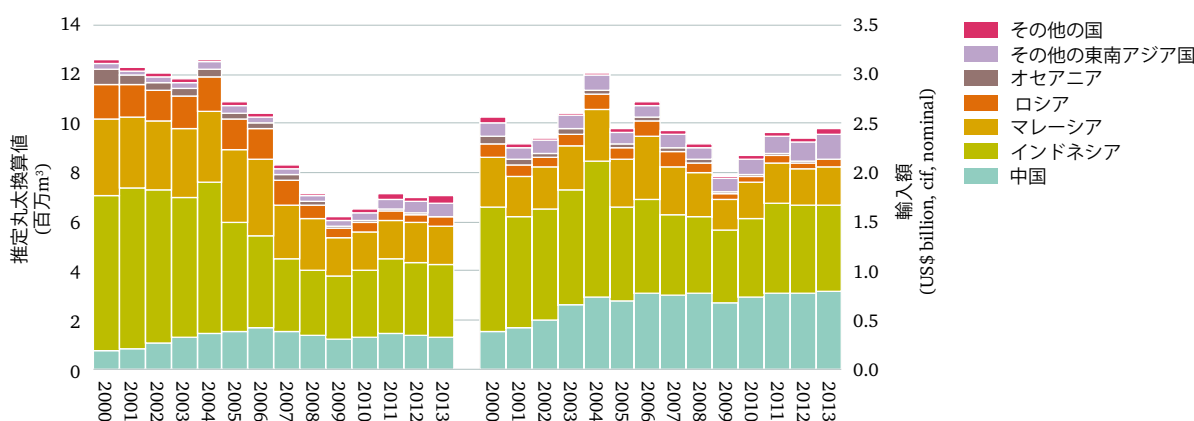
違法リスクの高い製品の主な供給国の一つはインドネシアである。2000年代の初めには、そうした製品の半分以上(丸太換算)がインドネシアから日本へ輸入されていたと考えられている。しかし2013年までには、この比率は約40%に下がったことが推定されていた。これはインドネシアにおける森林ガバナンスの改善と同国からの輸出量の減少が理由とされている。

現在、違法リスクの高い木材製品の主要供給国は中国である。2013年にはそうした木材製品の輸入量(丸太換算)の約1/5が、輸入価格の1/3が、中国に由来している。これは一部には、現在中国が日本の最大の木材製品供給国となっているため、その輸入量自体の増加を反映している。

マレーシアもまた日本への違法リスクの高い製品の供給国と考えられており、2013年は丸太換算で全体の20%がマレーシア由来と推定されている。その大部分が合板でサラワク州から来ているが、同州における伐採行為は多くの批判の対象となってきた⁵³。

もう一か国、日本に違法リスクの高い製品を多く輸出しているのはロシアである。そうした製品の主なものは丸太、製材、単板である。また、ロシア材の多くは中国を経由して加工品として中国から日本に輸出される⁵⁴。

図5: 供給国別または地方別の違法リスクの高い木材製品の輸入推定



Source: Based on official trade statistics (Trade Statistics of Japan) and analysis by Chatham House.

⁵³ 例えば以下参照: Global Witness (2013), 'An Industry Unchecked: Japan's Extensive Business with Companies Involved in Illegal and Destructive Logging in the Last Rainforests of Malaysia', at <http://www.globalwitness.org/japanmalaysia>.

⁵⁴ EIA (2014), 'The Open Door: Japan's Continuing Failure to Prevent Imports of Illegal Russian Timber' – see <http://eia-global.org/news-media/the-open-door-japans-continuing-failure-to-prevent-imports-of-illegal-russi>.

結論と提言

ほとんどの指標において、日本の状況が2010年に行った前回の評価から変わっていないことを示唆している。日本における違法伐採問題への全般的関心は、メディア報道の確認から判断すると低いようである。与党となった自民党がマニフェスト通り問題に取り組めば政治的興味は復活する可能性がある;しかし党にとって経済問題などその他多くのより差し迫った問題が多くあることを考えると、違法伐採問題の関心と呼び起こすためにはより大きな後押しが必要となると思われる。この問題の解決のための措置を推進しようとする日本のNGOはあるものの、数は非常に少ない。さらに、政府は法的拘束力のある規則の確立より自主的措置を引き続き中心的なアプローチとしている。

合法性証明制度は強力に推進されており、合法木材供給事業者として登録する企業数は増加している。これは違法伐採に関する意識向上に貢献していると考えられる。しかし違法木材製品を国内市場から排除するという点において、特に他の消費国が施行している法的拘束力のある規制と比べるとこの制度は十分とは言えない。さらに、日本の合法性証明制度は持続可能な認証制度に比べ、より容易な、低価格な選択を企業に対して提供する結果となっている。ひいては企業の認証取得への関心を低下させている可能性もある。もし本当にそうである場合には、世界中の持続可能な森林管理にも影響を及ぼすことになる。

特に違法リスクの高い国が関係する場合には、違法伐採と関連取引を取り締まるために慎重なリスクアセスメントが必要である。EU、米国、オーストラリアの法律は、国内業界の調達行為を改善させサプライチェーンにおいて透明性を高める結果を引き出している。日本政府は類似の規制を導入し、そうした世界レベルでの進捗を支援するべきである。

国内への違法木材製品の流入を規制することで、日本政府は森林ガバナンスを改善するための国際的努力を支援することに加え、国内林業の利益を守ることもなる。米国改訂レーシー法は一部には国内の業界からの働きかけもあって成立している。米国内の業界は違法木材製品が国産製品の市場価格を押し下げていることに懸念を抱いていたからである。実際、最近の日本での調査では、日本市場から違法な合板を排除する規制が導入された場合、合板の生産に使用される日本の国産材の需要は13%増加すると推定されている。したがって、違法木材製品を禁止する措置を取ることは、国産材の利用を推進しようという日本政府の全体のアプローチと一致している。

リスクアセスメントとリスク緩和に加え、新たな規制には業界団体から独立した第三者によるモニタリングが付加されるべきである。また、規制への遵守を促すための何らかの罰則も導入すべきである。そうした規制を設計し実施するには、違法伐採と関連取引の問題を、現在の日本で見られる視野や取組の範囲よりもはるかに大きなコンテキストで取り扱う必要があり、それには政府機関全般の横断的な調整、特に環境省と農林水産省の間の調整の強化が不可欠である。

さらに、日本は中国との覚書をより一層の協力の機会として活用し、違法木材製品の輸入を規制する類似の措置を中国が設けることについて同国とも可能性の検討を進めるべきである。

十分な国内法が成立するまでは、日本企業は特に製品を最初に日本市場に出す時点でより厳密なリスクアセスメント・リスク緩和の手続きを確立、導入することを検討すべきである。またそうした手続きが、この分野における新たな規制のモデルとなる可能性もある。

付属書1: 政策評価スコア 2008年及び2013年)

	取組の有無 (0-2)		仕組 (0-5)		実施 (0-5)	
	2008	2013	2008	2013	2008	2013
ハイレベル政策						
公式の違法木材製品の輸入及び消費調査	0	1	n/a	3	n/a	1
国の行動計画	0	0	n/a	n/a	n/a	n/a
政府省庁間の調整	2	1	4	2	3	2
マルチステークホルダー・コンサルテーション	2	2	3	3	3	3
法的枠組						
既存の法律及び規制の分析	0	0	n/a	n/a	n/a	n/a
付加的法律の施行	0	0	n/a	n/a	n/a	n/a
付加的法律の対象となる製品の範囲			*	n/a		
サプライチェーン中の輸入者または企業への適用			*	n/a		
企業へのデュー・ディリジェンス義務の有無			*	n/a		
実施と影響の組織的モニタリング及び評価			*	n/a		
法取締り						
税関及びその他関連職員に対する木材製品の既存規制に関するトレーニング	0	1				
国際協力						
主要貿易国との貿易または税関上の公式協定	0	0	n/a	n/a	n/a	n/a
取締警告の送付及び受領のための公式制度	0	0	n/a	n/a	n/a	n/a
公共調達政策						
公共調達政策の存在及び実施	2	2			2	2
順守義務の程度			5	5		
対象製品の範囲			4	4		
独立認証/証明制度に基礎を置いている範囲			1	1		
政府購入者へのサポートの有無			2	3		
実施に関する組織的モニタリング及び評価			2	2		
地方自治体への適用			2	2		

* 2010年の報告書にある政策スコアは2008年末の状況の評価に基づいている。現在のスコアは2013年末の状況に基づいている。グレーの欄は質問に対する回答はスコア化されなかったことを意味する；米印は2010年に当該質問がされなかったことを意味する。政策は以下の要素に基づいて評価された：存在の有無（スコアは0-2であり、1は範囲が部分的であるか政策が発展中であることを意味する）；仕組（スコアは1-5であり、5が非常によくできた仕組であることを意味する）；実施（スコアは1-5であり、5は継続的で総合的な実施を意味する）。

付属書2: 方法論

2014年の「違法伐採と関連貿易の指標」調査の対象となった13か国の評価に使用した方法論は、チャタムハウスの2010年の評価の際に作成されたものと同様なものを使用している。下記はデータ収集と分析のプロセスの概略である。指標の作成方法についてのより詳しい説明はこれ以前の報告書に記載がある⁵⁵。

今回の調査対象国は違法木材製品の生産及び消費における役割の重要性に基づき選択された。初回の評価から4年が経過したが、当初の対象国が引き続き違法木材製品の大部分を輸出及び輸入している。ラオスは2014年の評価に加えられたがこれは木材製品の国際貿易における同国の重要性が高まったことが理由である。

進捗の指標

チャタムハウスは比較評価を可能にするために標準指標を作成した。指標は以下の4つの分野を対象とする：

- a) メディアの注目度 – 違法伐採と関連貿易の問題を扱うメディア報道の量的及び質的分析を伴う；
- b) 政府の取組- 政策枠組みの評価と取組みデータの分析を伴う；
- c) 民間セクターの進捗 – CoC認証の普及レベルの評価を伴う；
- d) 違法取引レベルの推定- 違法輸入のレベルを推定するための貿易データの分析を伴う。

関連データの収集方法についての概要は以下である。

メディアの注目度

違法伐採及び関連取引に関する国内外のメディアの注目度を、量的・質的方法の両方を使って評価した。海外メディアの報道記事の分量は、「違法伐採」という言葉と国名をキーワードにし、オンラインのメディア・アーカイブ(Factiva, Newsbank, LexisNexis)を検索して測定した。国内メディアに対しても類似のアプローチを採用した:「違法伐採」という検索ワードを英語と現地の言葉で検索した。またできる限りオンライン・アーカイブを使用し、デジタルの記録がない場合には印刷版のアーカイブを使用した。各国のリサーチパートナー機関に「メジャーな流通」という表現に当てはまる新聞、雑誌、その他のメディアを特定するよう依頼した。

⁵⁵ Lawson, S. (2007), *Illegal Logging and Related Trade*; and Lawson, S. and MacFaul, L. (2010), *Illegal Logging and Related Trade: Indicators of the Global Response*. London: Chatham House.

記事はその後、中心トピックに沿ってカテゴリー分けされた:取締り、民間セクターの対応、政府の対応、影響、または「その他」である。国内メディアの記事を検索した期間は10月から翌年の9月にかけて、国際メディアはカレンダーに沿った1年間である。

政策評価

違法伐採及び関連取引の問題に関する国内政策及び法的枠組を評価するにあたり、まず本調査の対象となった国ごとに現地のパートナー研究所をチャタムハウスが選んだ。消費国の場合、以下の5つの大きなカテゴリーに質問がグループ分けされた:ハイレベル政策、法的枠組、法取締り、国際協力及び公共調達方針である。また、取締りデータは収集後に政策評価に統合している。

現地パートナー機関にはスコアをつけるための枠組をアドバイスし、2010年の評価時のスコアを共有した。これは異なる評価対象国間と、2度にわたる評価の間に、一定の統一性を保つためである。スコアはその後、チャタムハウスの研究者のレビューとピアレビューを経て、必要に応じて見直した。

CoC 認証の普及レベル

民間セクターの対応を評価するため、チャタムハウスは各国のFSC CoC認証を取得した企業の数に関するデータを収集した。理論上はFSC CoC認証取得企業はFSC認証製品を扱う企業ということになる。実際には多くのCoC認証企業がFSC製品をほとんど、または、全く取り扱っていない。この理由から、各国のCoC認証企業に関するデータは一定の注意をもって解釈する必要がある。各国のCoC認証のデータはFSCより提供されたものをチャタムハウスで分析した。

貿易データ分析

違法リスクの高い木材製品の輸入レベルは製品フローを詳しく評価して推定した。(これは「輸入ソース分析」という用語をあてはめた)。この評価には、各年の公式な輸入データと各カテゴリー中の木材製品の2国間での流れに基づいた丸太換算量と輸入金額(米ドル)の推定を含む。そしてこれらの数値に違法推定率を乗じた。この違法推定率は、特定国の特定年の各製品カテゴリーの輸出に関連する可能性の高い違法性レベルの推定と、輸入国が実際にどの程度合法(例:FSC認証)製品を優先させているかに基づいている⁵⁶。

⁵⁶ 方法論についての詳細は、以下を参照。Hoare, A. (2014), *Methodology for estimating levels of illegal timber- and paper-sector imports*. London: Chatham House.

用語

CITES	Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora (ワシントン条約)
CoC	Chain of custody (管理の連鎖)
EIA	Environmental Investigation Agency
FoE	Friends of the Earth
FSC	Forest Stewardship Council (森林管理協議会)
IGES	Institute for Global Environmental Strategies (地球環境戦略研究機関)
JFWIA	Japan Federation of Wood Industry Associations (全国木材組合連合会)
LDP	Liberal Democratic Party (自由民主党)
MAFF	Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries (農林水産省)
RWE	Roundwood equivalent (丸太換算)
SGEC	Sustainable Green Economic Council (緑の循環 認証会議)

著者略歴

舩井まりはフリーの環境政策アナリストである。2008年以來ディープグリーンコンサルティングの代表としてEnvironmental Investigation Agency (EIA)など多くの国際環境NGO・研究機関に政策関連のコンサルティングを提供してきた。EIAキャンペーン担当(2003年-2004年)、International Fund for Animal Welfare (IFAW) 条約アドバイザー(2006年-2009年)。また日本国内・海外の企業にコンサルティングを提供。株式会社ヤマハCSRコンサルタント(2008年-2010年)。専門は生物多様性保全政策、違法伐採と関連取引、持続可能なサプライチェーン管理、企業のCSR。博士(環境法学・自然保護)。日本の跡見学園女子大学の兼任講師。

謝辞

本報告書はアリソン・ホーア(チャタムハウス)の監修のもと、舩井まり(コンサルタント)が執筆した。報告書のもとになったリサーチは、政策評価及びメディア報道は地球環境戦略研究機関(IGES)より松本郁子及びフェデリッコ・ロペス・カセーロ、貿易データと違法輸入の分析はジェームス・ヒューイト(コンサルタント)、およびチャタムハウスがローラ・ウェスリー、アデレード・グローバー、レイチェル・シャープのリサーチ補助により行った。(敬称略)

チャタムハウスは、報告書の下書きをレビューしたEnvironmental Investigation Agency (EIA)のケイト・ホーナー氏及び日本トラ・ゾウ保護基金の坂元雅行氏に感謝の意を表する。

本報告書のリサーチと執筆はイギリス国際開発省(DFID)からの助成金で行われた。

本報告書中の結論及び提言は執筆者の意見を反映しており、コンサルタント、レビュアー、助成金提供者のものではない。

1920年の創立以来のインディペンデント思考



英国王立国際問題研究所、通称チャタムハウスは、世界の繁栄と安定をどう構築するかについての独立分析・正確な情報に基づく議論・影響力のある考えを世界に発信する先駆的な機関である。

チャタムハウスは、自らの見解を表明しない。本書にある見解は、執筆者(ら)の責任で記載されている。

© The Royal Institute of International Affairs, 2014

チャタムハウスの出版物はすべて再生紙に印刷している。

The Royal Institute of International Affairs
Chatham House
10 St James's Square, London SW1Y 4LE
T +44 (0)20 7957 5700 F +44 (0)20 7957 5710
contact@chathamhouse.org www.chathamhouse.org

Charity Registration Number: 208223